



ウォータージェットはつり装置のはつり処理性能 証明書

証明第104号

ウォータージェットはつり装置名称： ジェットマスター JMK-XY2000
 会社名： 株式会社 リプテクス
 代表者： 代表取締役社長 西川 徳俊 殿

(証明内容の概要)

ウォータージェットを利用したはつり処理性能試験は、構造物施工管理要領（東・中・西日本高速道路株式会社規格）に定められたウォータージェット工法によるはつり処理性能の試験方法を示す。

本証明書は、上記要領の試験方法に基づき、コンクリート構造物の補修・補強工事にウォータージェット技術を適用する際の品質保証を求める目的で、一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所が実施したウォータージェット装置とそのオペレータに関する性能試験において、その評価基準に合格したことを証明するものである。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所が定めたウォータージェットによるはつり処理性能試験 実施要領に基づき、依頼のあったウォータージェットはつり装置のはつり処理性能およびオペレータの技能について下記のとおり証明する。

平成25年 9月 11日

ウォータージェットのはつり処理性能試験 指定試験機関

一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所
 所長 見波 深

記

1. 証明内容

ウォータージェットによるはつり処理性能試験の結果、はつり装置のはつり処理性能およびオペレータの有す技能が、以下に示す要求性能に対する性能分類領域の評価基準に合格したことを証明する。

○ 領域 I（平坦度、セレクトィビティ）の性能を満足する。

2. 証明の前提

ウォータージェットはつり装置とそれを構成する各部品は、適正な品質管理のもとに製造され、良好に保守管理されたものとする。また、ウォータージェットはつり装置の運転および作業については、ウォータージェットについて高度な知識・技能を有するオペレータにより取扱われるものとする。

3. 証明の範囲

証明は、ウォータージェットによるはつり処理性能試験の実施要領に明記された評価基準について確認された範囲とする。

4. 証明の詳細（別添）

5. 証明されたはつり装置 ジェットマスター JMK-XY2000

6. 証明されたオペレータ 氏名 酒井 嘉行

7. 証明の有効期限 平成30年 9月 10日